

催し

栄養教室第3回 親子で手作りおはぎ

カロリーが気になるおはぎ。工夫次第で健康によく、栄養価の高い食べ物に早変わり！おはぎ作りを親子で体験しませんか？

●日時／3月19日（日）13時～14時30分

●場所／きびドーム 1階調理実習室

●参加対象者／有田川町在住の小学生以上のお子さまと保護者

※託児はありません。

●参加費／無料

●定員／20人（親子10組程度）

●持ち物／エプロン・三角巾・タオル

●申込締切日／3月10日（金）

申問金屋庁舎健康推進課

制度

臨時福祉給付金（経済対策分） 申請書の提出はお済みですか？

給付金の支給対象になると思われる方には、2月上旬にお知らせを送付しています。まだ申請書を提出されていない方は、記載事項・添付書類などを確認の上、ご提出ください。

●申請期間／2月13日（月）～5月12日（金）

※土・日・祝日を除く。ただし、3月18日（土）・3月19日（日）・4月15日（土）・4月16日（日）は吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局で受け付けます。

●申請受付場所／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室・各出張所

閩金屋庁舎やすらぎ福祉課

障害者施設通所交通費助成金・ 障害児通所施設 遠距離通所補助金

次の補助金に関しては申請が必要です。対象になると思われる方は3月31日（金）までに申請してください。

なお、既に障害児通所施設遠距離通所補助金の交付決定を受けている方は、通所施設で「出席状況証明書」が交付され次第、請求書と振込先が分かるものと併せて4月7日（金）までに提出してください。

●有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が障害者支援施設などに通所するために要する費用を助成する制度です。ただし、他の

制度によって交通費の補助を受けている方は対象になりません。

●対象者／通所距離が2kmを超える方で、路線バス・鉄道などを利用して通所している方。

●有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部・児童発達支援事業所など）に通う児童の保護者に対し、負担の軽減を図るための補助金です。ただし、施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。

●対象者／町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で、自宅からの距離が4kmを超える方。

閩金屋庁舎やすらぎ福祉課

税金

不動産公売会開催

有田川町では、税金の滞納によって差し押さえた不動産の公売を行っています。

●公売期日／3月7日（火）13時受け付け開始

●場所／和歌山県自治会館3階304会議室（和歌山市茶屋町2・4）

●公売財産（町取り扱い物件）

・売却区分番号／有田川28・1
所在／有田川町大字出字野水

・種類／雑種地、宅地、居宅・倉庫

●その他

・詳細は町ホームページへ。
・公売財産は一括して公売になります。
・状況により、公売が中止になる場合があります。

閩吉備庁舎税務課

子育て

就学援助制度

経済的な理由で、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費などの費用を援助する制度があります。

教育委員会が認定基準に基づいて「要保護および準要保護児童生徒」と認められた場合に援助を行います。希望される方は、在籍している小・中学校長までお申し出ください

閩金屋庁舎こども教育課